

「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱」及び「大阪市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領」の制定について (概要)

■制定の経緯

- ・本市では、全国に先駆けて、市独自の「大阪市エリアマネジメント活動促進制度（大阪版 BID 制度）」を運用するとともに、地域再生法に基づく「地域再生エリアマネジメント負担金制度」についても全国初の適用を開始するなど、これまで先進的にエリアマネジメント活動支援の取組を進めてきています。
- ・市内都心部の各エリアマネジメント団体においては、エリアの価値向上と経済活性化を目指して、公共空間の維持管理、イベントなどの賑わいづくり、エリアの魅力についての情報発信などの活動に精力的に取り組んできました。
- ・万博後も、世界に選ばれる「まち」となるためには、大阪の都市格向上に資するエリアブランドのより一層の向上が不可欠であり、このためには、団体が高いモチベーションでもって、安定した活動を継続できる仕組みづくりが重要です。
- ・こうしたことから、エリアマネジメント団体や経済団体との意見交換等をふまえ、持続可能なエリアマネジメント活動を支援する方策として、「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱」及び「大阪市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領」を制定します。

■制定する要綱及び要領の主な内容

本市において行われるエリアマネジメントについて、エリアマネジメントの活動に関する計画（以下「エリアマネジメント活動計画」という。）の認定に係る制度を設けることにより、その適正かつ持続的な実施及びエリアマネジメント団体の自立性の向上を図り、もってエリア価値向上を通じたエリアブランド形成を目指すものです。

- ・ 団体が地域特性に応じて自らエリアマネジメント活動計画を作成し、本市は審査基準を設け、外部有識者の審査をふまえ、認定を行います。
- ・ 認定を受けたエリアマネジメント団体は、対象となる基準緩和を受けることができます。
- ・ 認定後は、年度ごとに実績報告の提出を求め、外部有識者の意見も伺いながら、継続的に評価します。

今回の要綱において対象とする基準緩和は、公開空地（建築基準法）、良好な都市景観の形成（景観法）であり、エリアマネジメント活動計画について、その計画が要綱の趣旨に沿ったものか確認、認定するものです。そのため、具体的な基準緩和の効力は、それぞれの法令、要綱等の内容に沿ったものとなります。